

# 岡谷市中央町駐車場の利用案内

## (1) 営業案内

### ◆営業時間

24時間営業

### ◆駐車料金

最初の5時間まで無料 以後1時間毎に260円加算

定期駐車 1台につき 1月 6,300円(一般)

### ◆当駐車場利用車両

駐車可能な車両は普通自動車、小型自動車及び軽自動車で次の規格の車両とします。

長さ5.1m以内 幅2.0m以内 高さ2.3m以内

### ◆収容台数 387台(うち身障者用駐車台数8台)

## (2) 利用上の注意

### ◆ 精算機ご利用上の注意

- (1) 駐車券と貴重品は必ずお持ち下さい。
- (2) 出口精算機では、5千円札、1万円札はご利用になれません。千円札または小銭をご用意下さい。
- (3) 駐車券、定期駐車券は磁気に近づけたり折り曲げたりしないで下さい。

### ◆ 定期駐車について

- (1) 定期駐車とは  
定期駐車券の利用により、1月を単位として駐車場を使用する駐車をいいます。
- (2) 使用料  
1台につき1月6,300円(1月未満は1月とします)。
- (3) 納付方法
  - ・原則口座引落となります(毎月10日)。
  - ・10日が休日の場合は翌営業日、振替不能の場合は25日に再引落となります。
  - ・利用可能な金融機関は、八十二長野銀行、諏訪信用金庫のみとなります。
- (4) 申し込み方法  
「定期駐車券交付許可申請書」「誓約書」「口座振替依頼書」に必要事項を記入のうえ、岡谷市役所商業観光課へお申し込みください。
- (5) 申し込みにあたっての注意事項
  - ・定期駐車券により利用できるのは、申し込みをしてある自動車に限ります。
  - ・駐車位置については、特定の場所を指定するものではありません。
  - ・駐車場が満車のときは、利用についての優先権はありません。
  - ・「自動車の保管場所の確保等に関する法律」第3条に規定する保管場所とすることはできません。
  - ・既に徴収した使用料は、還付できません。

◆ 駐車場利用上の注意

- (1) 身障者用駐車場は3階及び4階にございます。
- (2) 午後10時から翌日午前6時までの間は5階以上を閉鎖しますので、3・4階をご利用ください。
- (3) 場内では徐行、一方通行等の交通規制に従って下さい。
- (4) ループ、スロープ内は歩行禁止です。
- (5) からぶかし、アイドリングはしないで下さい。
- (6) 必ずドアロックをし、整然と駐車して下さい。
- (7) 場内に駐車した車両の中で宿泊しないで下さい。
- (8) 場内では禁煙を守って下さい。
- (9) 場内では係員の指示に必ず従って下さい。

◆ 市は次の場合一切の責任を負いません。

- (1) 利用車相互の接触又は衝突によって生じた損害
- (2) 場内での盗難によって生じた損害
- (3) 天災、その他市長の責に帰さない事由によって生じた損害

◆ 次の場合、利用者は損害を賠償することになります。

駐車場の施設又は設備をき損し、又は滅失させたとき。

連絡先

- ・岡谷市産業振興部商業観光課  
商業支援担当

T E L 0266-23-4811

- ・中央町駐車場管理室

T E L 0266-23-9800